

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正)

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(平成十一年  
大蔵省 総理府 令第三十一号)  
の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第六号中「**四**」を削る。